

地球第十卷第一號

昭和三年七月一日

國境に就いて (上)

小川 琢 治

一
我々地理學者の見地から國家を考察すれば、前稿に述べたチエレン氏の國家といふ概念と異つた箇々の事實が看取される。我々は箇々の邦國とは一定の境界線によつて區劃された土地であつて地圖上に描かれたその縮小された形狀、位置等の具象的性質を理會し、而して此の考へ方は前に(第四號)に論じた國といふ字の本來の意義に合致してゐる。故に國家といふ地理的概念の第一要素としてその領土の限界即ち國境 Frontier が考察の出發點となるのは當然である。

世界全圖に政治區劃を區別し、各國列峙の現勢を表はすに當り國境によつて區分し、箇々の國家の存在は此の境界線と離れ難く、地圖上に現はれる國家の盛衰は此の線の移動が外に向ふか内に向ふかに在る。

然れども現在我々の手にする地圖に示す政治區劃を嚴密に考查すれば國境なるものが決して同一の決定的性質を持ってゐない。圖上に觀る通りに存在せぬ場合及び描くことの出來難い場合があり、

又た境界線の兩側の國家が各自國に都合の好い主張を執り、互讓せぬ爲めに國境の位置が未決定のまま久しく續く場合がある。加之ならず國家組織の完全に行はれてゐぬ爲めに、その區劃が全く存在せぬ特種の場合もある。國境の意義を明確にするには此等の事情を考慮に入れねばならぬ。此の最後の場合だけ考へて直ちに氣づくことは兩極地方の如き探險家が近頃漸く足を容れたのみで、全く人類の生息せぬ場處は政治的地域として何等の意義がなく、換言すれば世界政治區劃圖には兩半球の全陸地を含んでゐるのである。

ブリュヌ、ブワロー兩氏共著の『歴史に於ける地理學』(二七五頁)に世界政治地圖は精密に生息し得又た生息されてゐる世界の地圖と吻合せぬ、後者は少しく前者よりも廣い。といったのは今舉げた場合の如き人類の居住せぬ結果當然起る所の外に、國家發生に全く不能なるかに觀える邊土 *Isieres terrestris* の存在をも認むるものである。兩氏は之を第一の事實として之に附け加へて、是はあらゆる政治的社會の存在に缺く可らざる基本要件を明確にするものであるといひ、是は國家成立の第一次要件であるといひ、又た此の要件は人類の集合意志以上に強い自然定數 *Determinisme naturel* であるといつた。

之を約言すれば自然の環境が人類の生息を許さぬ場處や生息しても國家の成立を妨げる事情が行はれる場合は之を政治地域と看做し難く、従つて國境なるものが存在せぬのが當然であつて、國境の概念を明かにするに當り、此の消極的事實即ち非存在を先づ挙げねばならぬのである。

然れども此の如き國家成立不可能の場合に非ずして、政治的社會として一定の主權が認められた

場合と雖も、自然の事情如何に因つては判然たる境界線が成立し得ないことがある。その成立の不可能又は困難を起す自然要件は沙漠草地及び森林である。ラッセル氏の引用したエンケル一八八三年探検當時の中弗洲黑人國の平面圖の如きは熱帶森林地帯に國家の胎子的形態を成し、羅馬人の初めて接觸した頃に、タキトスの語たゲルマニア部族を想ひ起させるものであつて、その箇々の部族間の境界は廣い森林地帯を成し、隣國との間には僅かに一二の歩道があるのみといふ。

沙漠及び草地の地方に於ける場合の之に類し、漢武帝の西域を經略した頃の狀態を漢書西域傳に據つて推知し得る。且末國が戸二百三十口千六百十で、隣の小宛國が戸百五十口千五十といふ小國であつて、その間の距離的三日行程(二十日本里)あるといふ記載で一泉地と他の泉地との間が茫漠たる曠地を成した狀態が知れる。この玉門陽關から天山南麓に達する漢代の孔道に當つた交通は沙漠に遮られ、國家の存立すらも卓越風向に隨ひ移動する流沙に脅かされる狀態に在つた。唐貞觀年間に通過した玄奘三藏の

從此東行入大流沙、沙則流漫、聚散隨風、人行無迹、遂多迷路、四遠茫々、莫知所指、是以往來者、聚遺骸以記之

といひ

行四百餘里、至覩貨邏故國、國久空曠、城皆荒蕪、從此東行六百餘里、至折摩駄那故國、卽沮末地也、城郭巋然、人煙斷絕

といつた語で如何に此の地方の國家の運命が自然營力に支配されるかを見るに足る。此の如き不毛

の土地は兩隣國に無價值といふよりも厄介なる空間として存し、此の土地に境界を設けて區劃する必要は先づ起らないと考へてよい。

國境は如何にして成立するかと考ふるに、その第一は自然の地形上既に判然たる區劃がある場合である。此の條件を完全に充たすのは嶋嶼であつて、四面皆な水であるから海岸線が同時に國境を意味し、一點の疑義も起らない。故に一たび有力な國家組織が成立すればその獨立が容易に犯されぬし、又た一旦犯される場合には國民の一致した努力により外寇を禦ぐこととなり、我が日本の如く世界唯一の金甌無缺を誇り得る例すらもある。

嶋嶼に比すれば半島は陸地が國境の一部分を成すから隣接地域の交通が容易であると共に、國境の移動が行はれ易い。朝鮮半島はその一例で、我が群島と大陸軀幹の間に地政策論者の所謂陸橋を成し、大陸文化の我が國に渡り來る仲繼ぎ場となり、又た日支の勢力の衝突する舞臺ともなつた。イベリア半島は西歐と西北弗洲との間に宛かも朝鮮と同じ位置を占め、中世には亞拉伯文化の北進する徑路を開き、佛國革命の時に亦た此處で英佛間の陸上の衝突が起り、互に勝敗があつた後終に佛軍を半島から驅逐し、百年後の東亞半島に起つた勢力の消長に類似する經過を見た。

希臘伊太利の兩半島は狭い海峡を隔て、弗洲に對するイベリア半島と稍趣を異にし、オリエント即ちナイル及びティグリス、エウフラテスの兩大河流沖積地に發達し、地中海を渡つて未開の歐洲に傳播する文化に對して仲介者となる位置を占めてゐる。故に兩者は各周邊の大地域に對して先覺者であると同時に征服者たることも出來た。然れども時移れば廣大なる大陸軀幹部の住民からの壓

迫を免れることが出来ぬ。

此等の場合には漢代に朝鮮半島の北半が四郡として支那本部の強力なる帝國に編入されたのは多少關係は異つても、國境が大陸側から半島の方へ移動する傾向の極端に達し、マセドニア及び獨逸兩帝國の勃興の頃には全く征服されたるに至つた。

國境が大部分陸内に在る時には前の二つの場合とは頗る關係が起つて来る。海岸線のみは常に國境として残り、之に比して陸内國境の割合が大なる程その移動性が著しくなる。歐洲及び東亞の歴史地圖を緋いて國境の位置が間斷なく變化する事實は容易に看取され、之を熟視してその位置が比較的に安定なる處と然らざる處とに地勢と離る可らざる關係あることも亦た明瞭となる。國境の位置に對する地理上の影響は此の場合に於て無上の意義を有することとなる。

陸内に於ける國境の成立は即ち國家の成立を意味し、原始的狀態に在る國家と雖も、前に述べた沙漠や森林の中に局限されて存在する狀態が永續し得ない所で、弱肉強食の關係は如何に野蠻なる民族にも起る。沙漠や草地の如き平坦にして自然的地區の境界線が存在せぬ場合には旺盛なる民族の勢力を抵抗阻止し得ぬから、國境の移動が最も容易に起ることになり、國境の安定の程度が零に等しい。

森林は如何。是は人口の増加に伴ひ、伐採される運命を有し、勾配の緩慢なる森林地帯の隣接民族の直接を阻止し衝突を緩和する作用は伐採の進行と共に減少し、未開民族の國家間に有する意義は終に消滅し了るのである。北米洲の東岸に移住して興した英國植民地がアラチャ山地に向ひ森

林を燒き拂ひつゝ北米印度人を驅逐したのはその近い例で、要するに森林は沙漠に亞いて國境としての安定性を缺くものである。

沙漠や森林に比して河流は陸地の境界線として明瞭であつて、自然地域は屢之によつて區劃され支那の大河流には此の役割を演ずるもの多く、之を目標とした河北、河南、淮陰、江東、江西等の地名が起つた。歐洲に於てもライン、ダニューブ、兩大河は羅馬帝國時代から國境に利用された。現在の國際公法では河流全幅の中その最も深い河底に沿ふた谷道 *Graben* を境界線と看做し、地形上頗る判然たる觀がある。然れども此の場合には森林の如く人工による變化はないが、地文的關係からは決して一定不變でなく、その位置は永年の間に多少の變化を免れぬもので、黃河の如きは歴史時代に入つた後の河道の變轉甚だしく、最近數十年前に起つた場合には山東省の南方から半島山地を隔てた北部へ河口の位置が轉じたのは周知の事實である。

日本の河流でも筑後河の河口附近では、原と蛇行して生じた縊れた部分が筑後國に屬し、此の頸部が決潰して直流した爲めに、今は西北岸に飛地となつて残つてゐる様な例がある。

一目瞭然たる大河流の下流に於て此の如き河道變遷から生ずる不安定を経験する外に、上流に至れば又た幹支の關係が不明となり勝ちなる事情もある。之を十分に確かめずに取り定めた河流の國境は疑義が生じて兩隣接國間に葛藤の起るに至り得る。

その手近い例は日支兩國間に起つた間島問題である。鴨綠圖們兩江を以て劃した朝鮮半島の北界は圖上には明確に見えるが、兩江と松花江との水源たる長白山脈の秀點白頭山は玄武岩の臺地上

に噴出したアルカリ性火山岩 *Commerdie* で、山名は此の岩石の色から起つたもので、目標としては頗る著明であるが、その分水界としては地形上不適當である。故に清朝の初年に既に境界劃定の必要が起つて、康熙三十五年滿洲朝廷から烏拉(吉林)揔管穆克登等を派遣して、朝鮮官人と立會の上、山の東南腹に定界碑を建て西を鴨綠とし東を土門(圖們)とすと明記して兩江分水界の位置を決定した積であつた。然るに此處から土堆を築いて定めた線の端に當る溪流は實は白頭山の放射谷の下部が東流し後折れて松花江の東南支流頭道河に合する一支谷であつたのを、下流が何れに流れ込むかを究めずに劃定したものである。

努爾哈赤が白頭山東から起つて遼東に進出した時此の邊の滿洲人が殆んど地を空くして西遷し、鴨綠圖們兩江の北岸及び松花江水源の地帯一圓は無人の地となつてゐた。二百餘年後に至つて兩國の協定により間空地帯となつた此の地方に山東方面から浮浪人が入り込み、又た咸鏡北道の饑饉の時流民が江を渡つて豆滿江北支海蘭河の沃饒の窪地に入り込んで兩國民の雜居するに至り、朝鮮人は此の地方に於ける支那主權を認めぬことゝなつて、日清戰爭當時袁世凱の公使の頃に間島所屬の問題が起つたのである。當時朝鮮側は土門江は豆滿江でなくて頭道河の峽流に與へた名であると土堆の位置から主張し、係争地として十餘年續いた。

山嶽の分水界は自然地區の境界線として河流よりも遙かに大なる永久性を有し、溪谷の平地に住民はその流域一圓を自個の領土と看做すから屢分水界に沿ふて山地に屈曲の多い境界線が出来る。駿河國境の西北隅が遠く甲信兩國間に突出してゐるのは白根赤石兩山脈間が大井川の水源地たる關

係に外ならぬのはその例である。

然れども溪谷が山地を横斷する交通路を成す場合には、反對の側に強力の國家が興れば分水界を越えて溪谷に順ひ領土を擴張する。埃伊兩國境界線がブレンナー峠から遠く南方に進出し、アデイデ(エッチ)溪谷の大部分埃國に屬し、グエルサイユ會議の結果として初めて此の南ティロール(トレンタイノ)地方が伊國に復屬したのはその好例である。ダニューブ上流地方とポー河平野とを結ぶ交通路として、此の峠が最も樂なる爲めに獨逸皇帝の伊太利入りの孔道となり、驛站が此處に開かれてゐた關係で、伊人の居住する溪谷なるに關らず久しく獨逸系の國に占有されてゐた。

日本内地に於ける明治維新前の大名領地に多少之に類する場合がある。紀伊川から大和吉野川に沿ふた縦谷の分水界は高見山南腹の高見峠に在つて、和歌山街道は之を越えて橿田川溪谷に接續して伊勢の山田松阪方面に通するので、此の峠の東麓波瀨村は紀州藩の飛地を成し、伊勢の領分と本國とを連絡する重要な驛站になつてゐたのはその一例である。

一般に山脈はその兩側の平地を占有する兩國の境界線として地形上最も適當である。露埃獨三國の波蘭國を分割した爲めにカルパシア山脈の北邊ガリシアの地が埃國に屬した様に、一時は之を越えて國境が出来ても、グエルサイユ條約の後に再び原位置に復した例は地勢上正當なる區劃が認められた譯である。

之に反して同會議に當りルーマニア人の住居する舊匈俄利國の東半に對する民族自決主義を標榜した羅國の主張の容易に承認されなだのには、羅國石油田を狙ふ米國政商がウキルソン大統領の

背後から絲を引いて妨害した裏面の事情もあつたにせよ、トランシルバニア山脈といふ障壁が地勢上の境界線として餘りに顯著であつた爲めと想はれる。現在の地勢上不自然な境界線はウキルツンの態度に慊焉たらずして、羅國が直接行動に出で武力により占領した結果定まつたのである。

之を要するに陸上の國境は移動を免れぬのを常とし、廣大なる平野に異民族の割據して國を建てた場合にはその勢力の消長に伴ひ國家の存立が怪しくなり、國境の變化も頻繁に起る。

三

地理的地域及び地區として地勢上の限界が判然たらぬ處には人爲的國境が設けられた實例が屢歴史に見える。亞拉比亞の半島から入寇する蕃族に對して埃及人がスエズ地峽を横斷して築き、メソポタミアから推し寄せるものに對してカルデア人が兩河間に築いた長城は羅馬皇帝の西英國から東ダニユーブ河口に至る間の處々に築いたものよりも遙かに古く、齊魯の間に泰山に沿ふたものや趙の北邊を限つたものは秦始皇の長城以前既にあつた。

ラッツェルは邊塞 *Grenzwall* といふ問題に埃及カルデアの例を擧げて、歐洲に最も著明な羅馬城壁 *Roman wall* に言及せずにアッサリ切り上げたのは、羅馬人が蕃族の侵入を喰ひ留める爲めに造つた事實を明らかに言ふを憚かつたものと認める。然れどもモムセンの羅馬史(卷五)に之を詳記し、拉丁語のリメス *Limes* といふ語は田畑の區分に使用されたものを國境に擴めて應用したと考へ、之を境界道路 *Grenzweg* と譯した。

國境はリメス・イムペリイ *Limes imperii* といふ、カニヤ *Cagnat* 氏(希臘羅馬古代辭典卷三)

はりメスの語源を説明して檢地者の用語で、地割の時に土地の中心に交叉する南北と東西との兩線を引き、之をカルド *Cardo* 及びりメス・デクスマス *I. decumanus* と呼び、更に之に平行する第二次的の線で方形に土地を分割するといふ。是は恰も周禮地官大司徒に

乃經土地、而井牧其田野、九夫爲井、四井爲邑、四邑爲丘、四丘爲甸、四甸爲縣、四縣爲都、以任地事、而令貢賦、

といふ四分法と揆を一にするもので、支那學者は從來その最小單位のみを重要視して井田といふも之より大なる單位は四倍してゐるのは著しい符合といはねばならぬ。

カニヤ氏に従へば此等の線は地所の分界線であると同時に隣接地域との交通路を成すもので、カルドの徑をグキア *Via* と呼び、横の路をリメスと呼ぶといふ。説文(第十四)に『路東西爲陌、南北爲阡』といふものに從へば、陌がりメスに阡がカルドに當るが、阡陌といふ語は史記秦本記及び商鞅傳に初めて見え、後漢書光武帝紀及び鮑永傳の注も同じであるが、史記索隱に風俗通から引いたといふ文によれば『河東以東西爲阡、南北爲陌』とあつて、阡と陌との方向は陝西と山西とで反對に使用されたい。

リメス・イムペリイは帝國時代に入つて常備軍を置き邊境を衛戍することになつて現はれ、羅馬領土の限界を劃してその外邊を獨立してその制馭に服從せる蕃族の土地と看做した。此の築城法は處と共に構造を異にするも、英國に残つたハドリアヌの城壁は塹濠を前にして厚さ一、五米高さ五米許の儼然たるもので、處々に砦を設けてゐたといひ、秦漢の長城と頗る似てゐる。壁の厚さと同

じ幅を隔て、深さ四米幅十一米の塹濠がその外側にある。モムセンは此の兩者の間の空地をリメスと考へて、界路 *Grenzweg* と譯したものと見える。

秦人の築いた長城は渤海灣から起つて黄河の上流臨洮に延長し山に上り谷に降り蜿蜒と間斷なく續き、當時猖獗を極めた匈奴の侵入を防ぐ爲めに羅馬の城壁よりも更に手のかゝつた防禦工事を興した。此の線上には地形上自然の境界線もあるが西北の沙漠に面した此の如き地物のない處に人爲的國境を造るのがその眼目であつた。

モムセンのリメスを界路としたのは此の種の境界線の眞の意義を誤認し且つ誤解を惹起すべきものと思はれるが、その地割の限界から發達したと考へる點には誰も異論はない。カニヤ氏の羅馬地割の境界に就いての記載は前に舉げた以外の詳細の説明がないが、周禮地官には是よりも遙かに具體的記事が散見してゐる。大司徒の職掌として

辨其邦國都鄙之數、制其畿疆、而溝封之

といひ、又た

凡造都鄙、制其地域、而封溝之

といひ、封人の項に

凡封國、設其社稷之壝、封其四疆、造都邑之封域者、亦如之

といひ、遂人の項に

五縣爲遂、皆有地域、溝樹之

國境に就いて

といひ、又た

凡治野、夫間有遂、遂上有徑、十夫有溝、溝上有畛、百夫有洫、洫上有涂、千夫有瀆、瀆上有道、萬夫有川、川上有路、以達于畿

といふのを考ふるに、大小の境界線を定めるに當り、必ず大小の溝を掘り、其の土を上げて積むを封といふのである。而してこの界路は徑畛涂(塗)道、路の五等の區別が認められる。その中の畛は説文に之を『井田間陌』と解し、楚辭九思に畛陌といふ語の注に『田間遂曰畛、陌塍分界也』といふのを觀れば、畛は阡と通するらしい。

之に關聯して城の語源を考ふるに、溝洫の二字を説文には解して

溝水瀆、廣四尺、深四尺、洫、十里爲成、成間廣八尺、深八尺、謂之洫

といひ、十箇の里の聚つたのが成で、城の字はその境界に盛り上げた封土の線を意味すべく、爾雅釋地に『丘一成爲敦』といふ成の字はその平地から高まつた上の平坦な形狀から出たらしく、左傳に『邑曰築、都曰城』といふ都邑の防禦の意味は之に附隨して起つたと想はれる。

之を要するに秦人の築いた長城なるものもモムゼンのいふリメス、イムペリイと同じく小區劃の土地所權を決定する經界法に用ゐられた土工に起源することは疑を容れぬ。而して國境に之を大規模に築造したのには東亞大陸邊緣地帶と中亞臺地の中間に據るべき地物に乏しいので限界の目標を造り。又た蕃族の入寇を喰ひ留める國境防禦の意義が根底を成したことを無視し難い。(未完)